

労働者派遣事業に基づくマージン率の公開について

労働者派遣法第 23 条第 5 項の規定に基づき、弊社の労働者派遣事業の状況に関する情報（マージン率）を公開いたします。
なお、マージン率は、以下の計算式で算出します。

※今期は新型コロナ蔓延に伴い、未稼働期間の給与支払手当等を含む値となっております。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$



株式会社GEC

対象期間 令和 5 年 12 月 1 日～令和 6 年 11 月 30 日

①派遣労働者の数 年合計/（1年平均）	9名/（6名）
②派遣先数	12社
③派遣料金の平均額（1日8時間当たりの額の平均）	
派遣料金の平均額	¥28,424
④派遣労働者の賃金（1日8時間当たりの額の平均）	
派遣労働者の賃金	¥20,326
⑤マージン率※	
マージン率	28.49%
⑥派遣労働者の教育訓練に関する事項	
入 社 時	新人研修
随 時	業務に応じて必要な技能研修
年 1 回	コンプライアンス研修 （個人情報保護、情報セキュリティ）
⑦労使協定の待遇の決定に係る事項	
待遇の決定に係る労使協定有無	労使協定を締結している
期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
対象者	ソフトウェア開発技術者、通信ネットワーク技術者、 システム設計技術者、一般機器具修理者、コンピュータ操作員 に従事する従業員
⑧その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項	
福利厚生等/年次有給休暇/社会保険(健康保険、厚生保険、雇用保険)/労働者災害補償保険 定期健康診断/産前産後・育児・介護休業制度 ・その他各種サポート キャリアコンサルティング（無料）、無期雇用派遣キャリアアップ支援制度	

※マージンには、派遣労働者の社会保険料や有給休暇費用、福利厚生費や教育訓練費等も含まれています。

※マージンには、新型コロナに伴う派遣途中終了後の雇用維持のための休業手当も含む

以 上